

ウインドラスの溶接材料及び管の溶接施工方法に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編及び M 編
鋼船規則検査要領 D 編及び M 編

改正事項

ウインドラスの溶接材料及び管の溶接施工方法に関する事項

改正理由

IACS は、ウインドラスの設計要件及び試験要件を規定した統一規則 A3 を 2017 年に新規制定し、その内容は本会規則にも取り入れられている。

その後、IACS はウインドラスの溶接工事に用いる溶接材料について更に検討し、船級認定品のみならず規格品の使用も認める旨の改正を、2019 年 7 月に IACS 統一規則 A3(Rev.1)として採択した。

このため、IACS 統一規則 A3(Rev.1)を本会規則に取り込むとともに、鋼船規則等の総合見直しの一環として、当該統一規則との対応関係がより明確となるよう、関連規定を改めた。

更に、機関の溶接関連の改正として、管の溶接施工方法の承認試験に関して、回転管及び固定管を対象とした溶接姿勢の承認範囲の取扱いを明確にするとともに、1 類管及び 2 類管の溶接施工方法についての要件に関して、IACS 統一規則 P2.5.1(Corr.)との対応関係がより明確となるよう、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ウインドラスの溶接工事に用いる溶接材料について、本会の認定品に代えて、JIS、ISO 等の本会が適当と認める規格等に適合したもので、かつ、溶着金属に対する試験を実施し、適当と認めた溶接材料を使用できる旨規定した。
- (2) 管の溶接施工方法の承認試験における溶接姿勢の承認範囲について、固定管において試験を実施する場合には回転管についても試験を実施したのものとして差し支えない旨規定した。
- (3) 1 類管及び 2 類管の溶接工事は、承認を得た溶接施工方法に従い実施しなければならない旨規定した。
- (4) 管の溶接施工方法を承認するための試験要件を改めた。

改正条項

鋼船規則 D 編 11.2.1, 11.2.2, 11.2.3, 12.4.1, 16.2.3
鋼船規則 M 編 表 M3.2, 4.1.1, 4.1.2, 4.1.3, 4.1.4, 表 M4.2, 表 M4.4, 表 M4.5, 表 M4.6, 4.2.3, 図 M4.1, 4.3.1, 4.3.2, 4.3.3, 図 M4.6, 4.3.7, 4.4.1, 4.4.2, 4.4.3, 図 M4.8, 4.5.1, 4.5.2, 図 M4.10, 4.5.7, 図 M4.12, 4.6, 図 M4.13

鋼船規則検査要領 D 編 D11.2.2, 表 D11.2.2-1, D11.2.3, D12.4.1, D16.2.3

鋼船規則検査要領 M 編 M2.1.1, 表 M2.1.1-1., 表 M2.1.1-3., M4.1.4, 表 M4.1.4-2.,
表 M4.1.4-3., 図 M4.1.4-1.